

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者の所得判定について

- 長寿医療制度の被保険者の一部負担金の負担割合は、1割であるが、現役世代と同様の負担能力を有する者については、現役世代と同じ3割としている。
この負担能力の判定基準となる課税所得及び収入の基準は、
 - ① 世帯内に、**課税所得の額(広域連合が職権で判定)**(※1)が145万円以上の被保険者が一人でもいること、かつ、
 - ② **世帯に属する被保険者全員の収入の額(被保険者からの申請)**(※2)が、被保険者複数世帯 520万円以上(被保険者単身世帯 383万円以上)である。

- 負担能力の判定基準については、公平な判定を行うため、被保険者一人ひとりの課税所得を基本としている。
しかしながら、税法上の控除の関係から、実際には、収入額が少ないにもかかわらず、課税所得が145万円以上となるケース(例:夫婦ともに無年金で、夫の給与収入のみ)が存在する。このようなケースを救済するため、課税所得だけでなく、収入による判定も行っているもの。

- その際、市町村民税が非課税であるため申告を要しない者については、広域連合が収入に関する情報を保有しないため、広域連合の職権で判定を行うことはできない。このため、被保険者からの申請によることとしている。

※1 課税所得: 収入から公的年金等控除、基礎控除、給与所得控除等の住民税法上の控除金額を差し引いた額。

※2 収入: 所得税法上の収入額であり、上記の控除金額を差し引く前の額。

長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について

【問題の所在】

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設により、現役並み所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並み所得者に移行する方が生じている。

〈対象者〉

- 課税所得145万円以上及び年収383万円以上であり、同一世帯に他の長寿医療制度の被保険者がいない者であって、かつ、その者及び同一世帯の70歳上の者の年収の合計が520万円未満のもの。

〈経過措置〉

- 平成20年8月からの2年間は、上記対象者は3割負担となるが、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、自己負担限度額について一般並みに据え置く経過措置を設けている。

※ 本経過措置の対象者数: 13, 866人(8月27日時点)。ただし、申請を行っていない者も一定数いると考えられる。

※ 平成20年4月～7月の間は、経過措置として、老人保健制度と同様に、同一世帯に属する70歳以上の方(65歳以上で障害認定を受けている方を含む)の所得及び収入で判定。

【対応案】

- 上記対象者が、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、1割負担となるよう政令改正を行う。

※ 被用者保険及び国保に加入する70～74歳の方についても、同様の政令改正を行う。

※ 現在、平成20年8月からの経過措置の対象になっている者は、職権で1割負担の被保険者証を12月中に送付する。

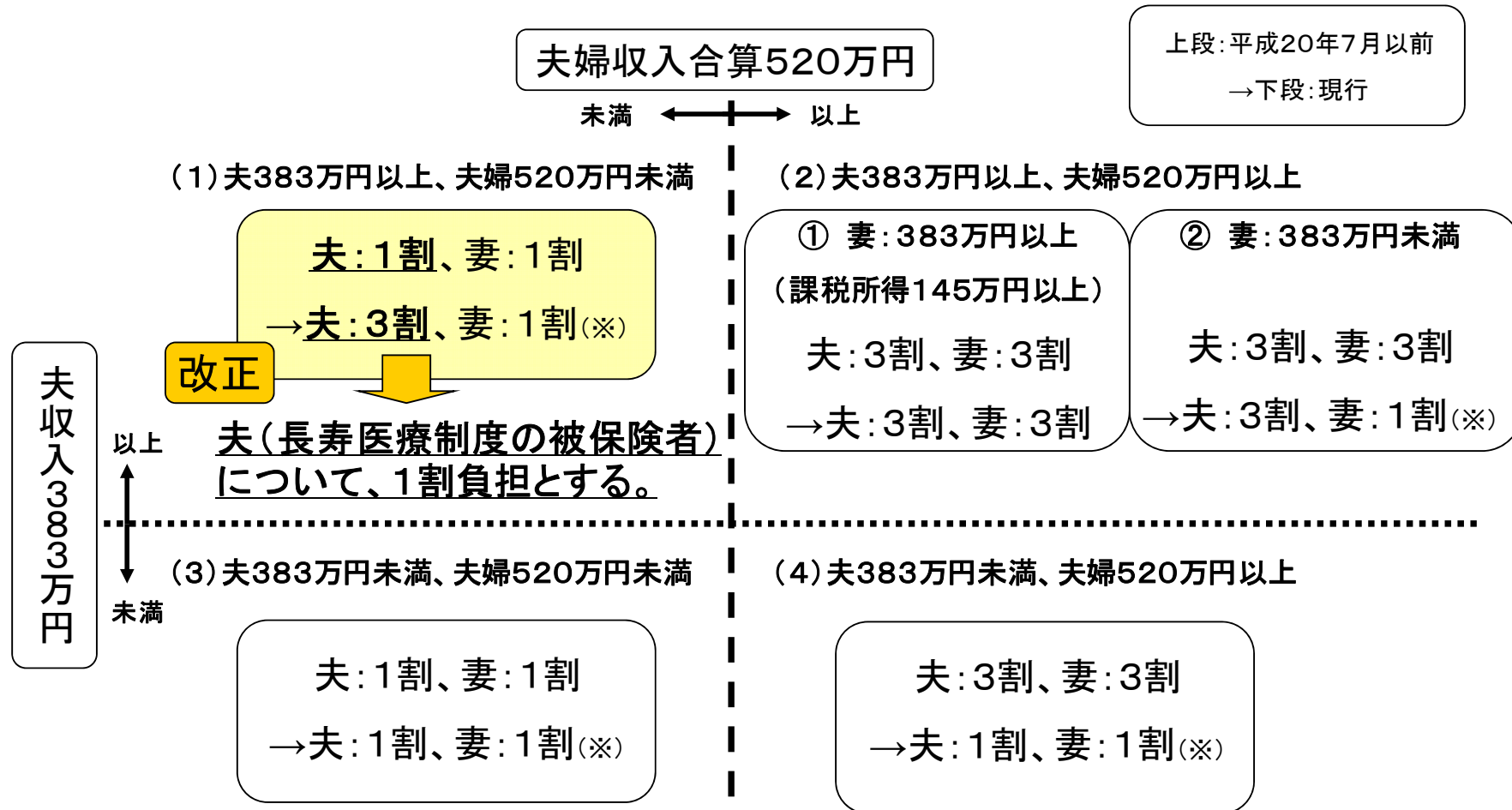
【施行日】

- 平成21年1月

	H20. 4～H20. 7	H20. 8～	H21. 1～
定率負担	1割	<u>3割</u>	<u>1割</u>
自己負担限度額	44, 400円	<u>44, 400円</u>	44, 400円
外来限度額	12, 000円	<u>12, 000円</u>	12, 000円

現役並み所得者の判定単位の変更(夫75歳以上、妻70歳~74歳で、夫の収入が高い場合)による影響

1. 夫の課税所得が145万円以上の場合

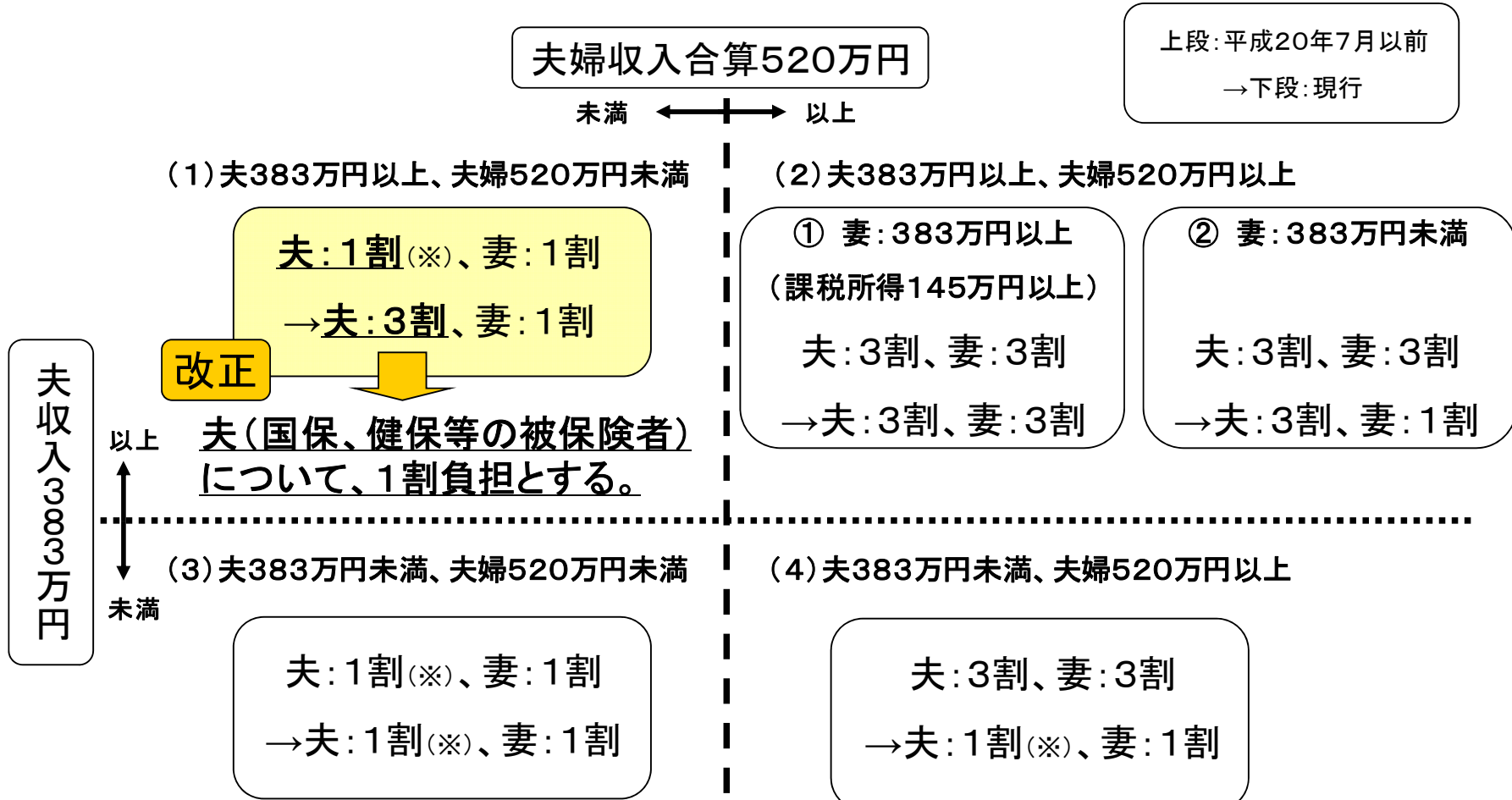


2. 夫の課税所得が145万円未満の場合
夫婦ともに1割負担のまま変更なし

※ 70歳~74歳の患者負担は、法令上2割負担であるが、平成20年度は1割負担のまま据え置いている。
※ 妻の収入が高い場合についても同様。

現役並み所得者の判定単位の変更(夫70~74歳、妻75歳以上で、夫の収入が高い場合)による影響

1. 夫の課税所得が145万円(健保等については月収が28万円)以上の場合



2. 夫の課税所得が145万円(健保等については月収が28万円)未満の場合
夫婦ともに1割負担のまま変更なし

※ 70歳~74歳の患者負担は、法令上2割負担であるが、平成20年度は1割負担のまま据え置いている。
※ 妻の収入が高い場合についても同様。